

審 第 1 0 0 0 号  
答 申 第 2 4 9 号  
令 和 2 年 8 月 5 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年4月18日付け〇〇健福第〇〇号による下記の諮問について、別紙  
のとおり答申します。

記

諮問第212号

平成29年3月3日付けで審査請求人から提起された、平成28年12月14  
日付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する  
裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年12月14日付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表第二に掲げる情報を開示するべきである。
- (2) 実施機関は、開示請求の対象外と判断した部分について、審査請求人が実施機関に対して行った相談（以下「本件相談」という。）に係る部分を含めて、開示請求の対象となる個人情報として特定し、別途、開示決定等を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年11月4日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、〇〇保健所と〇〇の相談内容の記録（私が行った相談に関して。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇健福第〇〇号により、条例第22条第2項の規定による開示決定等の期間の延長を行った後、「〇〇健康福祉センター相談・訪問指導記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日）」（以下「本件文書1」という。）及び「広域専門指導員ケース管理票（平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日）」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と本件文書2を併せて「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成29年3月3日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成29年4月18日付け〇〇健福第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件決定で行った開示しない部分の開示決定を求める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの黒ぬりの部分を  
開示してもらいたいです。

表面だけにコピーしてもらいたいです。

(2) 本件審査請求の理由

重要な部分が黒ぬりでわからない。

黒ぬりの部分を開示してもらいたい。

本件で作成された記録は、審査請求人には知る権利がある。

両親は、行政、〇〇〇〇が、いろいろ嘘ついていたから困っている。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書1について

〇〇健康福祉センター（〇〇保健所。以下「センター」という。）では  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。  
以下「精神保健福祉法」という。）第47条の規定により、相談指導等を  
実施しており、相談指導等の記録は「〇〇健康福祉センター相談・訪問  
記録」としてセンターが保有している。その記録の中から、初回相談日  
から開示請求日までの間（平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月  
〇〇日）における、審査請求人に係る相談記録を特定した。

なお、本件文書1における相談指導対象者は審査請求人ではなく、審  
査請求人のことは「〇〇」として記載されている。

イ 本件文書2について

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成1  
8年千葉県条例第52号。以下「千葉県づくり条例」という。）第16条  
第2号の規定により、広域専門指導員が実施している相談の記録「広域  
専門指導員ケース管理票」の中から、ケース管理票記載初回時から開示  
請求日までの間（平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日）  
における、審査請求人に係るケース管理票を特定した。

なお、本件文書2においても、審査請求人のことは「父親」として記載  
されている。

(2) 処分の理由

本件文書1について、不開示部分及びその理由は以下のとおりである。

なお、本件文書2について、不開示部分はない。

ア 条例第17条第2号該当性について

別表第一の番号（以下「番号」という。）29は、訪問指導時にセンターが対応した内容であり、審査請求人以外の個人（以下（2）においては「第三者」という。）を識別できるため、条例第17条第2号により、不開示とした。

イ 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）該当性について

番号2は、警部補以下の階級にある警察官又は同階級に相当する職にある警察官以外の職員の氏名であり、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当するため、不開示とした。

ウ 条例第17条第2号及び第6号ハ該当性について

（ア）センターの第三者への対応とそれに対する第三者の発言についての情報

番号1及び3は、訪問指導時でのセンターの第三者への対応とそれに対する第三者の発言についての情報であり、第三者を識別できるため、条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

（イ）センターの第三者への対応に関する情報

番号40は、訪問指導時でのセンターの第三者への対応に関する情報であり、第三者を識別できるため、条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

（ウ）センターによる第三者への対応と評価についての情報

番号5は、審査請求人との電話対応中に行った、センターによる第三者への対応と評価についての情報であり、第三者を識別できるため条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行が阻害され、事業の効果に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

（エ）センターによる評価に係る情報

a 番号6、9、16、19、21、41及び53は、センターによる評価に係る情報のうち個々の状況に対する評価であり、第三者を識別できるため、条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

b 番号10は、センターによる評価に係る情報のうち担当者による観察を基にした情報であり、第三者を識別できるため条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、将来同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

c 番号56は、センターによる評価に係る情報のうち、訪問指導時に関係者から得た情報に基づいて行った包括的な評価であり、第三者を識別できるため条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

(オ) センターによる方針に係る情報

a 番号11は、審査請求人及び関係者への相談指導から判断したセンターによる方針に係る情報であり、第三者を識別できるため、条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより事務の円滑な遂行が阻害され、事業の効果に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

b 番号57は、審査請求人への相談指導から判断したセンターによる方針に係る情報であり、第三者を識別できるため、条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

c 番号13、14、26、38、39及び46は、センターによる方針に係る情報であり、このうち、番号13、14、26、38及

び46は審査請求人との電話対応から判断した方針、番号39は審査請求人と関係者が来所した際の相談指導の状況を基に判断した方針であり、第三者を識別できるため条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

- d 番号12は、センターによる方針に係る情報のうち審査請求人への相談指導により判断した方針であり、第三者を識別することはできないが、開示することにより、第三者の権利利益を害するおそれがあるため条例第17条第2号により不開示とした。

また、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

#### エ 条例第17条第6号ハ該当性について

##### (ア) センターによる方針に係る情報

- a 番号4、8及び37は、センターによる方針に係る情報のうち、番号4は訪問指導により得た情報に基づき判断した方針、番号8及び37は相談指導により得た情報に基づき判断した方針であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行が阻害され、事業の効果に支障が生じるおそれがあるため、条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。
- b 番号7、15、34、43及び44は、センターによる方針に係る情報のうち、番号7及び43は審査請求人との電話対応により得た情報に基づき判断した方針、番号15は訪問指導により得た情報に基づき判断した方針、番号34及び44は相談指導により得た情報に基づき判断した方針であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

##### (イ) センターによる評価に係る情報

- a 番号17、20、22、23、24、25、27、28、32、35、36、42、45、54及び55は、センターによる評価に係る情報のうち、審査請求人と担当者が、電話（番号17、20、28、35、36及び54）、方針の打ち合わせ（番号22、23、

24及び25)、相談指導(番号27、42及び45)及び訪問指導(番号32及び55)により対応して得た情報から判断した評価であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

b 番号47から52までは、センターによる評価に係る情報のうち、センターの嘱託医による精神保健福祉相談日に審査請求人と関係者が来所した際の情報を基に判断した評価であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

(ウ) センターによる対応に係る情報

a 番号18は、センターによる対応に係る情報のうち審査請求人との電話対応から得た情報に基づき判断した内容であり、審査請求人が知り得ない可能性が否定できないため、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

b 番号30、31及び33は、センターによる対応に係る情報のうち訪問指導時の対応であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第17条第6号ハに該当し、不開示とした。

(3) 審査請求人の主張に対する検討

審査請求人は、「本件で作成された記録は、審査請求人には知る権利がある。」と主張する。

しかし、前記(2)のとおり、センターは、個別の情報についてそれぞれ条例第17条に基づき開示の適否を判断して本件決定を行ったものであり、決定内容はいずれも妥当なものである。

## 5 審議会の判断

(1) 本件文書について

実施機関においては、精神保健福祉法第47条の規定により、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者の指導等を行っているところであり、本件文書1は、本件相談について、実施機関の職員が対応内容や経緯等を記録するために作成した行政文書である。

また、実施機関においては千葉県づくり条例第16条の規定により、健康福祉センターの所管区域等ごとに、広域専門指導員を委嘱しており、本件文書2は、本件相談について、広域専門指導員が対応内容や経緯等を記録するために作成した行政文書である。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、前記3(2)のとおり、本件決定において不開示とされた部分の開示を求めていると解されるので、以下、本件決定において不開示とされた箇所の不開示情報該当性について検討する。

(3) 不開示情報について

本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、番号1から57までのとおりであり、審議会として、

- ア 実施機関による審査請求人以外の第三者への対応等に係る情報（番号1、5、19、26、38、40及び53。以下「本件第三者情報1」という。）
- イ 実施機関による審査請求人以外の第三者への対応等に係る情報（番号3。以下「本件第三者情報2」という。）
- ウ 本件相談に関わった公務員に関する情報（番号2。以下「本件公務員情報」という。）
- エ 本件相談に関連して、実施機関が行った判断等に係る情報（番号4、18、29及び34。以下「本件判断等情報」という。）
- オ 審査請求人の言動等に係る情報（番号6、20、21、28、35、41及び42。以下「本件言動等情報」という。）
- カ 関係機関とのやり取りに係る情報（番号7。以下「本件関係機関情報」という。）
- キ 本件相談における実施機関の対応の方針等に係る情報（番号8、12、13、14、15、43及び44。以下「本件対応方針等情報1」という。）
- ク 本件相談における実施機関の対応の方針等に係る情報（番号46。以下「本件対応方針等情報2」という。）
- ケ 実施機関の職員が本件相談に関連して関係者等の評価を行った内容等に係る情報（番号9、16、22、23、24、25、27、32、39、45、54、56及び57。以下「本件評価等情報1」という。）
- コ 実施機関の職員による評価等に係る情報（番号10、17及び55。以下「本件評価等情報2」という。）
- サ 実施機関の職員が既に審査請求人に対して伝えている事項に係る情報（番号11、30、31及び37。以下「本件既知情報」という。）
- シ 本件相談に関連する事実の経過に係る情報（番号33及び36。以下「本件事実経過等情報」という。）



ス 本件相談に関連して囑託医が診断を行った内容に係る情報（番号４７、４８、４９、５０、５１及び５２。以下「本件診断等情報」という。）と分類した。

(4) 不開示情報該当性について

ア 本件第三者情報１について

(ア) 実施機関は、本件第三者情報１について、前記４（２）のとおり条例第１７条第２号及び第６号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、まず、同条第２号該当性について検討する。

(イ) 本件第三者情報１は、実施機関による審査請求人以外の第三者に対する対応や、審査請求人以外の第三者の言動等に係る情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであることから、条例第１７条第２号本文に該当し、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、本件第三者情報１は条例第１７条第２号に該当し、同条第６号ハ該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

イ 本件第三者情報２について

(ア) 本件第三者情報２について、実施機関は、前記４（２）のとおり条例第１７条第２号及び第６号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、まず、同条第２号該当性について検討する。

(イ) 本件第三者情報２の１行目から５行目までの部分については、実施機関による審査請求人以外の第三者に対する対応内容等に係る情報であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第１７条第２号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、本件第三者情報２の１行目から５行目までの部分は、条例第１７条第２号に該当する。

(エ) 本件第三者情報２の６行目は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第１７条第２号本文に該当するが、同条ただし書該当性についてみると、当該部分は、実施機関の職員の姓及び当該職員による職務の遂行に係る情報で構成されていることから、全体として同条ただし書ハに該当する。

(オ) したがって、本件第三者情報２の６行目は、条例第１７条第２号に該当しない。

(カ) 次に、本件第三者情報２の６行目の条例第１７条第６号ハ該当性についてみると、当該部分は、実施機関による対応方針等に係る情報で

あって、本件開示請求時点においては、当該方針等が実現したことについて審査請求人が認識していると認められることから、開示することによって、関係者との信頼関係が損なわれる等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第17条第6号ハに該当しない。

(キ) よって、本件第三者情報2の1行目から5行目の部分は条例第17条第2号に該当し、同条第6号ハ該当性を検討するまでもなく不開示が相当であり、本件第三者情報2の6行目は条例第17条第2号又は第6号ハに該当しないため、開示が相当である。

#### ウ 本件公務員情報について

(ア) 実施機関は、本件公務員情報について、前記4(2)のとおり条例第17条第2号及び警察職員規則により不開示が相当である旨を主張するので、以下検討する。

(イ) 本件公務員情報は、公務員の姓、当該公務員の所属及びその他の情報から構成されている情報であり、全体として、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第17条第2号本文に該当する。

(ウ) 次に、条例第17条第2号ただし書ハ該当性についてみると、本件公務員情報のうち、公務員の姓を除く部分は、公務員の職務遂行の内容に係る部分であることから、ただし書ハに該当し、開示が相当である。

(エ) 一方で、本件公務員情報に記載された所属及び姓から識別される公務員は、警察職員であって、警察職員規則で定める警部補以下の警察官であることから、本件公務員情報のうち公務員の姓が記載された部分については、ただし書ハに該当しない。

(オ) しかしながら、本件公務員情報に記載された警察職員の姓は、前後の記載等から判断するに、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるといえることができるため、ただし書イに該当する。

(カ) したがって、本件公務員情報は、条例第17条第2号に該当せず、開示が相当である。

#### エ 本件判断等情報について

(ア) 実施機関は、本件判断等情報のうち、番号4、18及び34については、前記4(2)のとおり条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張し、番号29については同条第2号に該当して不開示が相当である旨を主張しているが、情報の内容及び性質等を鑑

みて、番号29についても、審議会の職権により、番号4、18及び34と併せて同条第6号ハ該当性を検討することとする。

(イ) 本件判断等情報は、実施機関の職員が、電話対応や面接指導等を行った結果を受けて判断した内容に係る情報である。

本件判断等情報のうち、番号18及び34については、実施機関において当該判断を行うことは容易に推測される場所であり、開示することにより、将来同種の事務を行う際の支障になるなど、事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、条例第17条第6号ハに該当しない。

(ウ) 本件判断等情報のうち、番号4及び29については、実施機関による判断等に係る情報であり、当該判断等は審査請求人に明らかにされておらず、開示することにより、実施機関と関係者との間の信頼関係に影響を及ぼす等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められ、条例第17条第6号ハに該当する。

(エ) したがって、本件判断等情報のうち、番号18及び34については条例第17条第6号ハに該当せず開示が相当であり、番号4及び29は同条第6号ハに該当するため不開示が相当である。

オ 本件言動等情報について

(ア) 実施機関は、前記4(2)のとおり、本件言動等情報のうち番号6、21及び41については、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張し、番号20、28、35及び42については、同条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、まず、同条第6号ハ該当性について検討する。

(イ) 本件言動等情報は、審査請求人自身の言動等について記載した部分に過ぎず、その性質上、開示することによって関係者との信頼関係が損なわれる等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認められず、条例第17条第6号ハに該当しない。

(ウ) 次に、実施機関が不開示理由として条例第17条第2号を主張する、番号6、21及び41の同条第2号該当性についてみると、これらの情報は、審査請求人の言動等に係る情報であり、審査請求人以外の第三者を識別できる部分も含まれているが、当該部分は審査請求人の言動等の相手方等に係る情報であり、慣行として知ることができる情報であって、条例第17条第2号ただし書イに該当する。

(エ) したがって、本件言動等情報は、条例第17条第2号又は第6号ハに該当せず、開示が相当である。

カ 本件関係機関情報について

(ア) 本件関係機関情報について、実施機関は、前記4(2)のとおり条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、条例第17条第6号ハ該当性について検討する。

(イ) 本件関係機関情報は、実施機関による判断に係る情報であるが、関係機関とのやり取りに係る情報であって、当該関係機関とのかかわりがあることは、審査請求人にとって既に明らかになっていると認められることから、開示することによって、関係者との信頼関係が損なわれる等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報とは認められず、条例第17条第6号ハに該当しない。

(ウ) したがって、本件関係機関情報は開示が相当である。

キ 本件対応方針等情報1について

(ア) 実施機関は、前記4(2)のとおり、本件対応方針等情報1のうち番号8、15、43及び44については、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張し、番号12、13及び14については、同条第2号及び第6号ハに該当し不開示が相当である旨を主張するので、まず、条例第17条第6号ハ該当性について検討する。

(イ) 本件対応方針等情報1は、実施機関の対応の方針及び予定に係る情報であるが、当該方針は、審査請求人に既に伝達されており、さらに、本件開示請求時点においては、当該予定が実現したことを審査請求人が認識していると認められることから、開示することにより、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれる等、実施機関が行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認められず、条例第17条第6号ハに該当しない。

(ウ) 次に、本件対応方針等情報1のうち、実施機関が不開示理由として条例第17条第2号を主張する、番号12、13及び14の同条第2号該当性についてみると、これらの情報は、審査請求人及び審査請求人以外の第三者についての対応の方針等に係る情報であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(エ) 次に、条例第17条第2号ただし書該当性についてみると、これらの情報は、審査請求人及び審査請求人以外の第三者についての対応の方針等に係る情報ではあるが、当該方針等については、前記(イ)からも明らかのように、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるということができるので、ただし書イに該当する。

(オ) したがって、本件対応方針等情報 1 は条例第 17 条第 2 号又は第 6 号ハに該当せず、開示が相当である。

ク 本件対応方針等情報 2 について

(ア) 本件対応方針等情報 2 について、実施機関は、前記 4 (2) のとおり条例第 17 条第 2 号及び第 6 号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、まず、同条第 6 号ハ該当性について検討する。

(イ) 本件対応方針等情報 2 のうち、2 行目から 3 行目までの情報は、実施機関の職員による、審査請求人以外の第三者についての対応の方針等に係る情報であり、開示することにより、関係者と実施機関との間の信頼関係に影響を及ぼす等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第 17 条第 6 号ハに該当する。

(ウ) 本件対応方針等情報 2 のうち、1 行目の情報については、実施機関の対応の方針等が記載されたものではなく、開示することにより、関係者と実施機関との間の信頼関係に影響を及ぼす等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認められず、条例第 17 条第 6 号ハに該当しない。

(エ) 次に、本件対応方針等情報 2 の 1 行目の情報の、条例第 17 条第 2 号該当性についてみると、当該部分の記述からは審査請求人以外の特定の個人を識別することはできず、また、開示することにより審査請求人以外の第三者の権利利益を侵害するおそれのある情報が記載されているともいえないことから、条例第 17 条第 2 号には該当しない。

(オ) したがって、本件対応方針等情報 2 の 2 行目から 3 行目までの情報は条例第 17 条第 6 号ハに該当し、同条第 2 号該当性を検討するまでもなく不開示が相当であり、本件対応方針等情報 2 の 1 行目の情報は条例第 17 条第 2 号又は第 6 号ハに該当しないため開示が相当である。

ケ 本件評価等情報 1 について

(ア) 実施機関は、前記 4 (2) のとおり、本件評価等情報 1 のうち番号 9、16、39、56 及び 57 については、条例第 17 条第 2 号及び第 6 号ハに該当し不開示が相当である旨を主張し、番号 22、23、24、25、27、32、45 及び 54 については、同条第 6 号ハに該当し不開示が相当である旨を主張するので、まず、同条第 6 号ハ該当性について検討する。

(イ) 本件評価等情報 1 のうち、番号 39 の 2 行目 1 文字目から 21 文字目までを除く部分は、本件相談に関連して関係者について実施機関が評価等を行った内容に係る情報であり、その内容及び性質からすれば、開示することにより、関係者の間に誤解や憶測を招き、実施機関と関

係者との間の信頼関係に影響を及ぼす等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められ、条例第17条第6号ハに該当する。

(ウ) 本件評価等情報1のうち、番号39の2行目1文字目から21文字目までについては、審査請求人の発言等を客観的な記述によりまとめた部分に過ぎず、開示することにより、実施機関と関係者との間の信頼関係に影響を及ぼす等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認められず、条例第17条第6号ハに該当しない。

(エ) 次に、番号39の2行目1文字目から21文字目までの条例第17条第2号該当性についてみると、当該部分には、審査請求人以外の第三者を識別できる情報が含まれているが、審査請求人自身の発言等を客観的な記述によりまとめた部分であって、当該第三者を識別できる情報については、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるということができるので、条例第17条第2号ただし書イに該当する。

(オ) したがって、本件評価等情報1のうち、番号39の2行目1文字目から21文字目までを除く部分は条例第17条第6号ハに該当し、番号9、16、39、56及び57について同条第2号該当性を検討するまでもなく不開示が相当であり、番号39の2行目1文字目から21文字目までは、条例第17条第2号又は第6号ハに該当しないため開示が相当である。

#### コ 本件評価等情報2について

(ア) 実施機関は、前記4(2)のとおり、本件評価等情報2のうち番号10については、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張し、番号17及び55については、同条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、まず、同条第6号ハ該当性について検討する。

(イ) 本件評価等情報2は、担当者による評価等を行った内容に係る情報であるが、番号10については、審査請求人が同席していることが明らかである面接における、実施機関の職員による観察の内容等が客観的に記述されているにすぎず、番号17及び55については、審査請求人の言動等について客観的な表現で描写したものであり、それぞれ、開示することにより関係者の間に混乱を生じさせる等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認められず、条例第17条第6号ハに該当しない。

(ウ) 次に、番号10の条例第17条第2号該当性についてみると、番号10は、担当者による観察を行った内容に係る情報であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の第三者を識別することができる情報であるので、条例第17条第2号本文に該当する。

(エ) さらに、条例第17条第2号ただし書該当性についてみると、番号10は、担当者が行った観察の内容に係る情報であるが、審査請求人が同席していることが明らかである面接において行われた実施機関の職員による観察に係る情報であり、慣行として審査請求人が知ることができる情報であると認められ、条例第17条第2号ただし書イに該当する。

(オ) したがって、本件評価等情報2は条例第17条第2号又は第6号ハに該当しないため、開示が相当である。

サ 本件既知情報について

(ア) 実施機関は、前記4(2)のとおり、本件既知情報のうち番号11については、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張し、番号30、31及び37については、同条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、まず、同条第6号ハ該当性について検討する。

(イ) 本件既知情報は、実施機関の職員が審査請求人に既に伝えている事項に係る情報であると認められるから、開示することによって関係者との信頼関係が損なわれる等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認められず、条例第17条第6号ハに該当しない。

(ウ) 次に、本件既知情報のうち、実施機関が不開示理由として条例第17条第2号を主張する番号11について、同号該当性を検討する。

(エ) 番号11には、審査請求人以外の第三者を識別できる情報も含まれているが、当該情報も含めて、前記(イ)のとおり、実施機関の職員が審査請求人に既に伝えている事項に係る情報であり、条例第17条第2号ただし書イに該当する。

(オ) したがって、本件既知情報は条例第17条第2号又は第6号ハに該当しないため、開示が相当である。

シ 本件事実経過等情報について

(ア) 本件事実経過等情報について、実施機関は、前記4(2)のとおり条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、同条第6号ハ該当性について検討する。

(イ) これらの情報は、実施機関による対応に係る情報であるが、その記述は客観的であり、事実経過等を端的に記載した部分に過ぎず、開示することによって関係者との信頼関係が損なわれ、又は関係者間に混乱を生じさせる等、実施機関の行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認められず、条例第17条第6号ハに該当しない。

(ウ) したがって、本件事実経過等情報は開示が相当である。

#### ス 本件診断等情報

(ア) 本件診断等情報について、実施機関は、前記4(2)のとおり条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、同条第6号ハ該当性について検討する。

(イ) 本件診断等情報のうち、番号47、48、49、51及び52は、嘱託医が、センターにおいて相談を実施した際に診断等した内容に係る情報である。そして、これらの情報を開示するとすると、嘱託医等が今後同様の診断等を行う際に、開示されることを前提として記録の記載を行うこととなり、所見等がありのままに記載されなくなる等、実施機関において、事案の解決に必要な詳細かつ正確な情報の収集が困難になる等の可能性は否定できず、そうすると、本件診断等情報を開示することで、今後の相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第6号ハに該当する。

(ウ) 本件診断等情報のうち、番号50は、嘱託医による診断等に係る情報であるものの、審査請求人の言動等についての客観的な記載に過ぎず、開示することにより、関係者との間の信頼関係に影響を及ぼすなど、実施機関が行う相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認められないため、条例第17条第6号ハに該当しない。

(エ) したがって、番号47、48、49、51及び52は条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であり、番号50は条例第17条第6号ハに該当しないため、開示が相当である。

#### (5) 本文書において対象外とされた部分について

ア 審査請求人に交付された文書について確認したところ、白抜きを施し「対象外」と表示されていて、審査請求人が記載内容を確認することができない状態となっている部分が多く存することが判明した。

これらの部分については、実施機関において、本件開示請求の対象外となる部分であると判断したものと認められる。

条例第15条第1項が、「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報の開示の請求…をすることができる」と規定してい



ることから、同項で認められる開示請求の対象は、行政文書に記録された開示請求者自身の個人情報であることは明らかであり、開示請求者の個人情報が記載されていない部分についてこのような処理を行うことは否定されるものではないが、実施機関の行った判断の妥当性について、以下検討する。

イ そもそも、ある行政文書に開示請求の対象となる開示請求者の個人情報が記載されている場合において、当該行政文書の性質や作成目的等に照らして、当該行政文書が開示請求者に関連して作成されたものと解釈できるときは、条例の趣旨から、原則として、当該行政文書全体が開示請求の対象となると解すべきであるところ、当該行政文書の一部について開示請求の対象外とすることは、開示請求の内容との関連性が全くないと認められるような場合等、開示請求者の自己の個人情報であるとは言えないことが明らかである部分（以下「特定部分」という。）を対象外とする場合を除いては認められない。

ウ 行政文書の一部が特定部分であるとして開示請求の対象外と判断することについては、特定の期間に取得等された自己の個人情報に限定した開示請求があった場合や、開示請求の対象となる個人情報が記載された行政文書自体が、複数の個人の個人情報を含めた情報を便宜上集合させたにすぎない性質のものである場合、本来別の行政文書として扱われるべき文書等が誤って含まれていた場合等限定的に解すべきである。

エ これを本件についてみると、実施機関が本件開示請求の対象外とした部分には、審査請求人以外の第三者の個人情報が記載された部分があるが、本件文書の性質が本件相談に関する記録であると認められ、前記ウのいずれかの場合に該当するといえる事情その他特段の事情も見当たらないことから、本件文書において対象外とした部分であっても、本件相談に係るといえる部分を含めて、本件開示請求の対象として特定した上で、開示決定等をするべきであったと認められる。

オ したがって、本件開示請求に対して、本件文書のうちの一部について開示請求の対象外とした判断は、条例の趣旨を踏まえたものであるとは言えないため、改めて審査請求人の個人情報の特定を行った上で、開示決定等をするべきである。

## (6) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年4月18日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
平成31年2月21日	審議（平成30年度第10回第1部会）
平成31年3月20日	審議（平成30年度第11回第1部会）
平成31年4月25日	審議（平成31年度第1回第1部会）
令和元年5月30日	審議（令和元年度第2回第1部会）
令和元年6月27日	審議（令和元年度第3回第1部会）
令和元年8月1日	審議（令和元年度第4回第1部会）

### 千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

### 別表第一

No.	年月日	開示しない部分	開示しない理由
1	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 上から 3行目	条例第17条第2号及び6号ハ該当 (第2号) 審査請求人以外の個人（以下「第三者」）を 識別できるため。 (第6号ハ)

			<p>訪問指導時でのセンターの第三者への対応とそれに対する第三者の発言についての情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
2		2枚目 上から 6行目	<p>条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則) 警部補以下の階級にある警察官又は同階級に相当する職にある警察官以外の職員の氏名であり、条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則に該当するため。</p>
3	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 上から 2行目 ～7行 目	<p>条例第17条第2号及び6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 訪問指導時でのセンターの第三者への対応とそれに対する第三者の発言についての情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
4	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 下から 1行目 ～3行 目	<p>条例第17条第6号ハ該当 訪問指導により得た情報に基づき判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行が阻害され、事業の効果に支障が生じるおそれがあるため。</p>

5	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日 13:10	下から 1行目 ～4行 目	条例第17条第2号及び6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 開示請求者との電話対応中に行った、センターによる第三者への対応と評価についての情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行が阻害され、事業の効果に支障が生じるおそれがあるため。
6	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 2行目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 個々の状況に対する、センターの評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
7	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	上から 2行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との電話対応により得た情報に基づき判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
8		2枚目 下から 1行目 ～3行 目	条例第17条第6号ハ該当 相談指導により得た情報に基づき判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行が阻害され、事業の効果に支障が生じるおそれがあるため。
9	平成〇〇年 〇〇月〇日	下から 2行目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号)

		～4行 目	<p>第三者を識別できるため。 (第6号ハ)</p> <p>個々の状況に対する、センターの評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
10		下から 12行 目	<p>条例第17条第2号及び6号ハ該当 (第2号)</p> <p>第三者を識別できるため。 (第6号ハ)</p> <p>担当者の観察に基づいた、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、将来同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがあるため。</p>
11		2枚目 下から 2行目 ～3行 目	<p>条例第17条第2号及び6号ハ該当 (第2号)</p> <p>第三者を識別できるため。 (第6号ハ)</p> <p>開示請求者及び関係者への相談指導から判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより事務の円滑な遂行が阻害され、事業の効果に支障が生じるおそれがあるため。</p>
12	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 上から 5行目 ～7行 目	<p>条例第17条第2号及び6号ハ該当 (第2号)</p> <p>第三者を識別することはできないが、開示することにより、第三者の権利利益を害するおそれがあるため。 (第6号ハ)</p> <p>開示請求者への相談指導により判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示する</p>

			ことにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
1 3	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目 ～4行 目	<p>条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ)</p> <p>開示請求者との電話対応から判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
1 4	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目 ～4行 目	<p>条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ)</p> <p>開示請求者との電話対応から判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
1 5	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 下から 1行目 ～2行 目	<p>条例第17条第6号ハ該当</p> <p>訪問指導により得た情報に基づき判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
1 6		2枚目 下から 5行目 ～6行 目	<p>条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ)</p> <p>個々の状況に対する、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより、関係者</p>

			との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
17	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 上から 7行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との電話対応により得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
18	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との電話対応により得た情報に基づき判断した、センターによる対応に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
19	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 上から 4行目 ～5行 目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 個々の状況に対する、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
20	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との電話対応により得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
21	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	1枚目 下から 1行目 2枚目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ)

		上から 1行目 ～2行 目	個々の状況に対する、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
22	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 4行目 ～5行 目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との方針の打ち合わせに対応して得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
23		下から 7行目 ～10 行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との方針の打ち合わせに対応して得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
24		2枚目 下から 3行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との方針の打ち合わせに対応して得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
25		2枚目 下から 9行目 ～12 行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との方針の打ち合わせに対応して得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
26	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。



		～3行目	(第6号ハ) 開示請求者との電話対応から判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
27	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 下から 1行目 ～2行 目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者への相談指導から得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
28	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 2行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との電話対応により得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
29	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日 13時20 分	下から 2行目	条例第17条第2号 (第2号) 訪問指導時にセンターが対応した内容であり、第三者を識別できるため。
30	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 2行目 ～3行 目	条例第17条第6号ハ該当 相談指導時の、センターによる対応に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
31	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目	条例第17条第6号ハ該当 相談指導時の、センターによる対応に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行す

		～3行目	る上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
32		下から4行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者への訪問指導より得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
33		下から7行目～8行目	条例第17条第6号ハ該当 相談指導時の、センターによる対応に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
34	平成〇〇年〇〇月〇〇日	下から1行目～2行目	条例第17条第6号ハ該当 相談指導により得た情報に基づき判断した方針であり、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
35	平成〇〇年〇〇月〇〇日	上から3行目～4行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との電話対応により得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
36	平成〇〇年〇〇月〇〇日	下から1行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との電話対応により得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係

			が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
37	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目 ～3行 目	条例第17条第6号ハ該当 相談指導により得た情報に基づき判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行が阻害され、事業の効果に支障が生じるおそれがあるため。
38	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 開示請求者との電話対応から判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
39	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 2行目 ～10 行目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 開示請求者と関係者が来所した際の相談指導の状況を基に判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
40		2枚目 上から 3行目 ～4行 目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 訪問指導時でのセンター第三者への対応に関する情報であり、精神保健福祉相談事業を

			遂行する上で、開示することにより、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
4 1	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目 ～2行 目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 個々の状況に対する、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
4 2		下から 5行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者への相談指導から得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
4 3	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との電話対応により得た情報に基づき判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
4 4	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 2行目	条例第17条第6号ハ該当 相談指導により得た情報に基づき判断した方針であり、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
4 5	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 15行 目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者への相談指導から得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上

			で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
46	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	上から 2行目 ～4行 目	<p>条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 開示請求者との電話対応から判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
47	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	1枚目 下から 4行目	<p>条例第17条第6号ハ該当 センター嘱託精神科医による精神保健福祉相談日に開示請求者と関係者が来所した際の情報を基に判断した評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
48		2枚目 上から 1行目	<p>条例第17条第6号ハ該当 センター嘱託精神科医による精神保健福祉相談日に開示請求者と関係者が来所した際の情報を基に判断した評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
49		2枚目 上から 4行目 ～6行 目	<p>条例第17条第6号ハ該当 センター嘱託精神科医による精神保健福祉相談日に開示請求者と関係者が来所した際の情報を基に判断した評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわ</p>

			れ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
50		2枚目 上から 9行目	条例第17条第6号ハ該当 センター嘱託精神科医による精神保健福祉 相談日に開示請求者と関係者が来所した際の 情報を基に判断した評価に係る情報であり、 精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示 することにより関係者との信頼関係が損なわ れ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれ があるため。
51		2枚目 上から 13行 目～1 5行目	条例第17条第6号ハ該当 センター嘱託精神科医による精神保健福祉 相談日に開示請求者と関係者が来所した際の 情報を基に判断した評価に係る情報であり、 精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示 することにより関係者との信頼関係が損なわ れ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれ があるため。
52		2枚目 下から 1行目	条例第17条第6号ハ該当 センター嘱託精神科医による精神保健福祉 相談日に開示請求者と関係者が来所した際の 情報を基に判断した評価に係る情報であり、 精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示 することにより関係者との信頼関係が損なわ れ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれ があるため。
53	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	上から 6行目 ～8行 目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 個々の状況に対する、センターによる評価 に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を 遂行する上で、開示することにより、関係者 との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行 に支障が生じるおそれがあるため。

5 4	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	下から 1行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者との電話対応により得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより、関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
5 5	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 上から 4行目	条例第17条第6号ハ該当 開示請求者への訪問指導により得た情報から判断した、センターによる評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
5 6		下から 2行目 ～9行 目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) センターによる、訪問指導時に関係者から得た情報に基づいて行った包括的な評価に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより、関係者に余計な思惑を生じさせ、関係者との信頼関係が損なわれ、将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
5 7	平成〇〇年 〇〇月〇〇 日	2枚目 下から 2行目 ～7行 目	条例第17条第2号及び第6号ハ該当 (第2号) 第三者を識別できるため。 (第6号ハ) 開示請求者への相談指導から判断した、センターによる方針に係る情報であり、精神保健福祉相談事業を遂行する上で、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、将来同種の事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。

別表第二

別表第一の番号	開示すべき部分
2	全て
3	6行目
6	全て
7	全て
8	全て
10	全て
11	全て
12	全て
13	全て
14	全て
15	全て
17	全て
18	全て
20	全て
21	全て
28	全て
30	全て
31	全て
33	全て
34	全て
35	全て
36	全て
37	全て
39	2行目の1文字目から21文字目
41	全て
42	全て
43	全て
44	全て
46	1行目
50	全て
55	全て